

令和5年度

年末年始の交通安全運動実施要綱

【実施期間】 令和5年12月6日（水）～令和5年12月15日（金）
令和6年1月9日（火）～令和6年1月18日（木）

【重点目標】

- 1 こどもと高齢者の交通事故防止
- 2 飲酒・妨害・暴走運転の根絶
- 3 自転車等の安全利用の促進
- 4 歩行者の保護

《運動の目的》

年末年始は、飲酒の機会が多くなることや交通量の増加などを原因として、交通事故の多発が予想されることから、県民一人一人が交通安全に対する意識を高め、交通ルールの遵守と正しい交通マナーを実践し、安全で安心な人にやさしい交通環境をつくることにより、交通事故を防止することを目的とします。

《運動の進め方》

関係機関・団体は、相互の連携を密にして、地域の実情に応じた実効性のある住民参加型の運動を実施するとともに、その効果が本運動終了後も持続できるように努めます。また、各種広報啓発活動を通じて、この運動が県民総ぐるみの運動として、幅広い層に浸透し、実践されるように努めます。

		重 点 目 標			
		こどもと高齢者の交通事故防止	飲酒・妨害・暴走運転の根絶	自転車等の安全利用の促進	歩行者の保護
実 施 事 項	運転者・家庭	<p>歩行中、自転車利用中のこどもと高齢者に対して、思いやりのある運転を心がける。</p> <p>高齢運転者は、自己の身体能力を正しく理解し、ゆとりある運転を心がける。</p> <p>こどもや高齢者の行動特性について話し合い、外出時は、交通事故に遭わないよう交通安全の「ひとこえ」をかける。</p> <p>夕暮れ時や夜間は、明るい色の服や反射材を着用して、運転者から見えやすくする。</p>	<p>飲酒・妨害運転等の危険性・反社会性を自覚し、他の交通に対して思いやりのある運転を心がける。</p> <p>外出時に飲酒が予想される場合は、公共交通機関等を利用する。</p> <p>家庭内で、飲酒・妨害運転等の危険性について話し合う。</p> <p>飲酒した翌日は、二日酔い状態での運転にならないよう家族で注意する。</p> <p>暴走行為をしない、させない、見にいかない。</p>	<p>自転車や特定小型原動機付自転車（いわゆる電動キックボード等）を利用する時は、ヘルメットを着用するよう努める。自転車利用時には「自転車安全利用五則」を活用するなどして交通ルールを遵守する。</p> <p>夕暮れ時は早めに灯火を点灯し、反射材用品等を取り付けて視認性を向上させる。</p> <p>自転車を安全に利用するため、定期的に点検整備を行う。</p> <p>自転車事故被害者の救済に資する損害賠償責任保険等への加入に努める。</p>	<p>運転者は、歩行者に対して思いやりのある運転を心がける。</p> <p>歩行者は、信号機のある横断歩道を横断する時は、信号に従い横断歩道を渡る。また、運転者に対して横断する意思を明確に伝え、安全を確認してから横断を始める。</p> <p>高齢者は、自己の身体機能の変化を理解し、安全な交通行動を心がける。</p>
	地域・職場	<p>歩行中のこどもや高齢者の交通事故の特徴等を踏まえた交通安全教育を行う。</p> <p>こどもや高齢者に対する街頭での保護・誘導活動を積極的に推進する。</p> <p>交通安全ボランティアによる高齢者世帯訪問を積極的に推進する。</p>	<p>飲食店等における運転者への酒類提供禁止の徹底など、飲酒運転根絶への取組を推進する。</p> <p>運転者の酒気帯び有無の確認など、安全運転管理者や運行管理者等による交通安全指導を徹底する。</p> <p>暴走行為をしない、させない、見にいかない。</p>	<p>自転車や特定小型原動機付自転車（いわゆる電動キックボード等）を利用する時は、ヘルメットを着用するよう努める。自転車利用時には「自転車安全利用五則」を活用するなどして交通ルールを遵守する。</p> <p>自転車を安全利用するための点検整備を行う。</p> <p>自転車事故被害者の救済に資する損害賠償責任保険等への加入に努める。</p>	<p>歩行者の交通事故の特徴等を踏まえた交通安全教育を行う。</p> <p>こどもや高齢者に対する街頭での保護・誘導活動を積極的に推進する。</p> <p>道路横断時に、停止した車両の運転者に対して、歩行者から感謝の意を示す「あいさつ県民運動」を推進する。</p>
	関係機関・団体	<p>《県・市町村》 テレビ、ラジオ、チラシ、広報紙等、各種広報媒体を活用して広報啓発活動を推進する。</p> <p>《警察》 関係機関に交通事故情報等を提供し、交通指導取締りなど交通事故防止活動を推進する。</p> <p>《教育委員会》 児童、生徒等への交通安全教育を推進する。</p> <p>《道路管理者》 交通安全施設の点検を行い、道路情報板等を活用して広報啓発活動を推進する。</p> <p>《県民会議構成団体》 街頭啓発活動や広報活動を推進する。</p>			